

子ども甲賀忍者育成事業実施業務 仕様書

1 委託業務名

子ども甲賀忍者育成事業実施業務

2 業務目的

子どもを対象とした忍者講座を開催し、「子ども甲賀忍者隊」として、忍者による観光地域おこしの担い手を養成するとともに、事業を通して、子どもたちの自信や生きる力を育むことを目的とする。また事業を通じて、忍者を活用した観光を展開する三重県とも連携しながら、地域観光の活性化を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月1日まで

4 委託業務内容

(1) 子ども甲賀忍者育成講座の開催

滋賀県内の小学生・中学生を対象に受講生を募集し、リアルな甲賀忍者について楽しく学べる子ども甲賀忍者育成講座を企画・運営すること。

① 講座の実施回数・参加者の募集人数

- ・講座は年6回以上の連続講座とすること。
- ・受講生は30～50名程度とすること。

② 受講者の募集

- ・受講者が広く県内の小中学校生となるよう、募集にあたっては、チラシやSNS等を活用し、県内全域に効果的な広報を行うこと。
- ・受講希望者からの申込受付および問い合わせ対応については、受託者において行うこと。

③ 講座の実施

- ・講座内容は、甲賀売薬と忍者の繋がりや、甲賀地域の地形や城跡と忍者の係わりなど、近年の研究成果を活かし、甲賀独自の歴史的背景のもとで成立した甲賀忍者の実像を、子供たちにわかりやすく伝える講座とすること。
- ・講師には、忍者に詳しい有識者（忍者の研究・調査を実施する大学教授や市文化財保護課職員等）を起用すること。
- ・うち、1回の講座は三重県（伊賀地域の市町も含む）と連携して、開催すること。

④ 受講料

講座に係る資料代や入場料、昼食代については、別途費用として、当日参

加者から徴することは可とする。ただし、受講料を設定する場合はプロポーザル実施時に概ねの金額を提示すること。

- ⑤ 受講生に対するイベント保険等の加入
講座実施時に受講生に対するイベント保険等に加入すること。
 - ⑥ 開催場所
講座は甲賀地域・三重県伊賀地域で開催すること。
 - ⑦ アンケートの実施
講座終了時に受講者に対してアンケートを実施し、集計すること。
 - ⑧ 「子ども甲賀忍者隊」の認定式
講座終了時に受講生を「子ども甲賀忍者隊」として認定する認定式を行うこと。
 - ⑨ 「子ども甲賀忍者隊」の観光ボランティア活動への参加について
受託者は、「子ども甲賀忍者隊」として認定した受講生の有志を、事業終了後も継続して、県内外での観光ボランティア活動に参画させる方策を提案すること。
- (2) 子ども向け忍者解説パンフレットの制作
・子ども向けの忍者解説パンフレットを制作し、本講座のほか、観光施設等で配布し、甲賀地域への誘客等に活用すること。
 - (3) 実績報告書の作成
委託業務完了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者へ提出すること。

5 運営体制

- (1) 運営責任者の配置
受託者は、業務全体を統括するとともに、事業の企画、実施および進捗管理を行う運営責任者を配置すること。
- (2) 体制表の提出
受託者は、緊急時等も含む連絡先、従事者氏名、役割を記載した体制表を提出すること。なお、変更が生じた場合は、速やかに変更内容を書面で提出すること。
- (3) 業務スケジュールの提出
受託者は、契約締結後 30 日以内に業務スケジュールを作成し、委託者に提出すること。
- (4) トラブル対応
本事業を実施するにあたり、事業の中で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。

6 成果目標

- ・講座参加者数 40 名

・参加者アンケートで「参加して良かった」との回答数 90%以上

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局と十分に連携を図ること。
- (2) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。
- (5) 本業務は会計検査の対象となる可能性があるため、本業務に係る経理を明らかにするために他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。